

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市病院局契約規程（平成18年3月31日病院局管理規程第22号）第1条に基づき、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定を準用し公告します。

令和8年8月26日

徳島市病院事業管理者 三宅 秀則

1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 徳島市民病院 防災システム整備工事（紙入札案件）
- (2) 工事箇所 徳島市北常三島町2丁目34番地 徳島市民病院構内
- (3) 工事期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 工事概要 ・防災システムの整備工事
・上記工事に伴う作業 一式
- (5) 予定価格（税抜き） 73,702,000円
- (6) 最低制限価格（税抜き） 落札者決定後に公表する。

本案件の最低制限価格の設定は、以下の建築系工事算式によるものとする。

$$\text{最低制限価格[税抜き]} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格[税抜き]} \times 2) \div 3 \times 0.94$$

なお、最低制限価格に、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書（失格となった者の入札書も含む。）を対象に算出する。ただし、予定価格の89%未満の額の入札書は予定価格の89%とみなして算出する。このとき、予定価格の89%とみなした金額は、千円未満を切り捨てるものとする。

本工事は競争入札参加資格審査申請、入札を紙入札方式で行う工事である。

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置可能な者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 公告の日から開札執行の日までの間に、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づ

き破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

(7) 下記の参加資格を公告日時点で満たしていること。

ア 徳島市内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有する者

イ 公告日時点で徳島市が定める建設工事に関する競争入札参加資格有資格者（以下「登録業者名簿」という。）に搭載されている者

ウ 最新の登録業者名簿における電気工事のAの者

エ 最新の登録業者名簿の格付において使用した総合評定値通知書又は当案件の申請時点での最新の総合評定値通知書のいずれかにおける電気工事の平均年間完成工事高に2を乗じて得た額が予定価格を超えている者

オ 徳島市外から徳島市内に本店所在地を移転した者は、令和8年8月26日現在で移転後2年以上経過していなければ、入札に参加できないものとする。

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により一般競争入札参加資格の有無を決定する。

(1) 業者状況一覧表

(2) 競争入札参加資格審査申請書

4 様式及び契約条項等を示す場所

(1) 徳島市ホームページ 入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）の様式等を準用するものとする。

(<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/index.html>)

(2) 契約条項を示す場所 徳島市民病院3階 総務管理課

(3) 問合せ先 〒770-0812 徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院3階 総務管理課（用度担当）

電話：088-622-9326 FAX：088-622-5313

E-mail：kanri@hosp.tokushima.tokushima.jp

5 設計図書等の提供及び期間

(1) 提供場所 徳島市民病院ホームページ 新着情報からダウンロードすること。

(<https://www.city-tokushima-hosp.jp>)

設計担当課 〒770-0812 徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院3階 総務管理課（用度担当）

電話：088-622-9326 FAX：088-622-5313

E-mail：kanri@hosp.tokushima.tokushima.jp

(2) 期 間 令和8年8月26日から令和8年9月11日まで

6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法

(1) 提出期間 令和8年8月27日から令和8年9月4日 午後5時まで

- (2) 提出先 4-(3)に示す問合せ先と同じとする。
- (3) 提出方法 競争入札参加資格審査申請書(様式1)を表紙とし、申請書類3-(1)から(3)及び添付資料を提出場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により行うものとする。提出書類は、表紙(別添の競争入札参加資格申請書)を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)
- (4) その他
- ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 徳島市病院事業管理者は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書類を提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式6)及び入札辞退理由書(様式7)を入札日前日までに提出すること。

7 質疑書の提出・回答方法

図面等に関する質疑書の提出は、質疑書(様式2)を用い原則として電子メールで下記により提出すること。ただし、電子メールの送受信ができない場合はFAXで送付すること。なお、質疑書を送付後は電話で質疑書の到着確認を行うこと。

- (1) 受付期間 令和8年8月27日から令和8年9月3日 午後5時まで
- (2) 回答日時 令和8年9月7日 午後1時
- (3) 閲覧期間 令和8年9月7日から令和8年9月11日まで
- (4) 提出形式 電子メールの件名は、「質疑書の提出」とし、質疑書のファイル名は、名称の先頭に業者の名称を記載して下さい。

例: 〇〇建設質疑書

- (5) 提出先 4-(2)に示す問合せ先と同じとする。
- (6) 回答方法 徳島市民病院ホームページで公開する。(5(1)の提供場所と同じ場所)
(<https://www.city-tokushima-hosp.jp>)

8 入札執行日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和8年9月11日 午前11時00分
- (2) 入札執行の場所 徳島市民病院 3階 会議室1
- (3) 入札の回数 入札の回数は1回とする。

9 入札書と内訳明細書の提出方法

- (1) 提出日時 令和8年9月11日 午前11時00分
- (2) 提出方法 上記の提出日時に入札執行の場所へ持参すること。提出に際しては、提出日を記載して、二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封緘し、内訳明細書は外封筒に入れ、内封筒には入れないこと。(入札添付: 内訳明細書の注意事項を参照。)なお、代理人が入札書を持参する場合は委任状を持参し、提出すること。

注1) 入札書を提出した後は、原則として撤回、訂正等はいできない。

注2) 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者を失格とするので注意

すること。また、提出後は、内訳明細書の差し替え及び再提出は一切認めない。

10 開札等

- (1) 開札日時 令和8年9月11日 午前11時00分 入札後直ちに行う。
- (2) 開札場 入札執行の場所と同じ
- (3) この入札の開札は、入札参加者若しくはその代理人全員の立会いのもとで行うものとする。
- (4) 開札場において、次の各号の一に該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者
- (5) 開札後、入札参加資格及び入札書の有効・無効の審査を行うため、落札者の決定を保留する。落札者の発表は開札日の午後1時00分に開札場で行うものとする。
- (6) 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格以上の中で最も低い入札額を提示した者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は延期をすることがある。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 徳島市病院局が交付した入札書（様式4）を用いないでした入札
 - ウ 容易に改ざんできる筆記具を用いてした入札
 - エ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - オ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札なお、郵送による入札は認めない。
- (4) 開札日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。
- (5) 開札日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。
- (6) 開札日の翌日から落札決定までの間に、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）した者は、失格とする。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 契約に関すること

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上（金銭的保証とする）
- (3) 前払金 契約金額の10分の4以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (4) 中間前払金 契約金額の10分の2以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (5) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停

止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

- (6) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (7) 落札者の決定後、契約締結までの間において、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）した場合には、この請負契約を締結しないこととする。

13 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 工事に対応する資格を有する主任技術者又は監理技術者を本工事の現場に配置できること。（入札の結果、契約金額が税込4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を必要とする。）
- (3) 下請契約の請負代金の総額が税込5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上になる場合は、建設業法に基づき特定建設業の許可、監理技術者の配置が必要となるので十分に留意すること。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (5) 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、徳島市病院事業管理者に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (6) その他、各様式等の記載例等に従うこと。